

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくもの)をいう。以下同じ。又は一般に確立された慣習によるものとし、又は、
- 2 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当館に宿泊予約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
(4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても直ちに提出するものとします。
- 3 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約確認の電話を差し上げる事があります。
- 4 宿泊客が、宿泊中に前条第2項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えないときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
- 5 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合であっても当該料金こそその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」「特別」「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます。速やかにその旨の通知を差し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条の2 当館は宿泊しようとする者にに対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款に反しないとき。
(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
(5) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
(6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をしたとき。
(7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
(8) 宿泊に関し暴力の要求行為や合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(9) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重である他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
(10) 天災、施設の故障、その他のやむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(11) 神奈川県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき。
(12) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業の目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し付けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じたにあっては、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

(当館の契約解除権)

- 第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行者をしたと認められるとき。
(2) 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
(3) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
(4) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をしたとき。
(5) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
(6) 宿泊に関し暴力の要求行為や合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(7) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重である他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
(8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(9) 神奈川県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき。
(10) 寝室での喫煙、消火設備等に関する事項、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
(11) 宿泊の申し込みをした者が、第2条に基づき当館の依頼に対し、直ちに申しなかったとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除理由が前項(7)によるときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金は(いただきます。その余の解除理由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金も、違約金が発生し違約料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名・住所及び連絡先。
(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号。
(3) その他当館が必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時00分までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に際することがあります。この場合には別途追加料金を申し付けます。

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。
- (営業時間)
- 第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間:
イ、門限 午前0時00分
ロ、フロントサービス 午前7時30分～午後9時00分
(2) 附帯サービス施設時間
イ、朝食 午前7時00分～午前9時00分(食事提供する場所により異なります)
ロ、昼食 午前11時30分～午後2時00分(特別期間のみ・他予約制)
ハ、夕食 午後5時30分～午後7時30分

二、その他の飲食等

- 2 前項の時間、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
- (料金の支払い)
- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるようになります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際は又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し付けます。
- (当館の責任)
- 第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めにすべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は30万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お預けします。
- 2 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条第1項の規定に準じるものとします。
- 3 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、発見した日から一定期間当館で保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。なおお忘れ物の発送にかかる費用につきましては、お客様ご負担とさせていただきます。また、お忘れ物の保管に関する当館の責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。
- 4 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(別表第1) 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料・朝・夕食料)	
	追加料金	追加飲食(朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金	
	税金	イ、消費税	ロ、入浴税

備考

1. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具及び子供用食事を提供しない幼児については、施設使用料をいただきます。

(別表第2) 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数										
	不泊	当日	前日	2日前	3~4日前	5日前	6~7日前	8~14日前	15~30日前		
14名まで	100%	100%	50%	50%	30%	10%	10%				
15名~30名まで	100%	100%	50%	50%	30%	30%	20%	10%			
31名以上	100%	100%	80%	80%	50%	30%	30%	20%	10%		

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. ご予約頂いたプラン等によって条件が異なる場合がございます。
4. ご請求に際しましては、必要に応じて業務や外部に委託する場合がございます。

(免責事項)

- 第19条 当館内からのコンピューター通信のご利用に当たりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(管轄裁判所と準拠法)

- 第20条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。